

# 令和2年から建築士試験の 受験要件が変わり、 新しい建築士制度が スタートします！

建築士人材を継続的かつ安定的に確保するため、建築士試験の受験資格を改めること等により、建築士試験の受験機会が拡大されます。

具体的には、令和2年から実務経験は免許登録要件となり、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいればよいこととなりました。

さらに、改正建築士法の施行(令和2年3月1日)に併せ、実務経験の対象実務の拡大等の法改正の趣旨に応じた見直しを行いました。

# 新しい建築士制度の概要について

## 建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)

公布：平成30年12月14日 施行：令和2年3月1日

### 1. 建築士試験の受験資格の見直し

建築士試験を受験する際の要件であった実務の経験について、免許登録の際の要件に改めることにより、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいけばよいこととなりました。

【改正前】

実務経験は受験要件

【改正後】

実務経験は免許登録要件

〔例〕大学を卒業し、一級建築士の免許を取得する場合



### 新たな受験資格要件及び免許登録要件

	受験資格要件		免許登録要件	
	学歴(卒業学校)	学歴(卒業学校)	学歴(卒業学校)	実務経験
一級	大学・短期大学・高等専門学校	大学		2年以上
		短期大学(3年)		3年以上
		短期大学(2年)・高等専門学校		4年以上
	二級建築士	二級建築士		二級建築士として4年以上
	国土交通大臣が同等と認める者	国土交通大臣が同等と認める者		所定の年数以上
	建築設備士	建築設備士		建築設備士として4年以上
二級 木造	大学・短期大学・高等専門学校・高等学校	大学・短期大学・高等専門学校		なし
		高等学校・中等教育学校		2年以上
	実務経験7年※	—		7年以上
	都道府県知事が同等と認める者	都道府県知事が同等と認める者		所定の年数以上

※実務経験のみで二級・木造建築士試験を受験する場合は、引き続き、受験資格要件として、実務経験が必要です。

例えば、建築に関する科目を履修して大学を卒業した者が一級建築士試験を受験する場合、大学卒業後に建築実務の経験を2年以上経ることが必要であったところ、新しい建築士制度では、

- 大学卒業直後から実務経験を経なくても一級建築士試験を受験可能
- 試験に合格した上で、大学卒業後の建築実務の経験が2年以上あれば一級建築士として登録することが可能

となりました。

## 2. 建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し

### ■ 実務経験の対象実務の拡大

近年の既存ストックの有効利用や建築物の性能向上などが進められる中、建築士は単に設計・工事監理を行うだけでなく「建築物の総合的な専門家」としての役割を果たすことが求められています。

こうした近年の建築士を巡る環境変化を踏まえ、対象実務の考え方について、「建築物を調査・評価する」業務を追加するとともに、対象実務を拡大しました。

### ■ 拡大される実務経験の適用

今回の見直しにより追加された実務を施行日(令和2年3月1日)前に行っていたとしても、実務経験としてカウントできません。施行日(令和2年3月1日)以後に行われた実務から実務経験年数にカウントされます。



### 新たな実務経験の対象範囲 ※赤字が今回見直しにより追加する実務

#### ① 建築物の設計に関する実務

- 建築物の設計に関する業務
  - ・建築物の特定の部分・機能に係る設計
  - ・基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務(図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む)  
例: 設計と条件整理、事業計画検討など
  - ・建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務(単なるトレースである業務は除く)  
例: 事務所内部で使用する標準仕様の作成、BIM部品の作成など
  - ・解体工事に係る設計
  - ・建築積算関連業務(単なる計算業務を除く)

#### ② 建築物の工事監理に関する実務

- 建築物の工事監理に関する業務

#### ③ 建築工事の指導監督に関する実務

- 建築物の指導監督に関する実務
  - ・法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務(単なる記録に係るものは除く)  
例: 住宅瑕疵担保責任保険にかかる検査業務(保険検査)、住宅性能表示制度における性能評価業務(性能評価)、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務(適合証明)、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務(省エネ適判)など

#### ④ 建築物に関する調査又は評価に関する実務

- 建築士事務所で行われる建築物に関する調査又は評価に係る業務  
例: 既存建築物の調査・検査、調査結果を踏まえた劣化状況等の評価、建築基準法第12条第1項に規定する定期調査・報告など

#### ⑤ 建築工事の施工の技術上の管理に関する実務

- 以下の業種区分に係る施工の技術上の管理
  - ・建築一式工事、大工工事
  - ・以下のいずれも満たす工事
    - ・専門性が高く独自に施工図の作成が必要となるような工事
    - ・建築物の部分又は機能の一部に係る工事であって、建築物全体又は多くの機能(構造、設備、計画など)との関係が密接な工事  
例: 鉄骨工事、鉄筋工事、解体工事(4号建築物以外のものに限る)など
- 建築設備の設置工事に関する施工の技術上の管理の実務

#### ⑥ 建築・住宅・都市計画行政に関する実務

- 建築行政\*  
例: 建築基準法等に係る個々の建築物の審査/検査/指導/解釈/運用等に係る業務、法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務、建築物に係る技術的基準の策定業務など  
※従前、建築確認及び消防長、消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務のみが対象であった。
- 住宅行政(建築物に直接関係する業務に限る)  
例: 建築物の性能向上等を図る補助金の審査業務、特定空家等の調査など
- 都市計画行政(具体的な建築物の整備等に係る業務に限る)  
例: 市街地再開発事業、土地区画整理事業など

#### ⑦ 建築教育・研究・開発及びそのほかの業務

- 大学院におけるインターンシップ
- 建築士試験に係る全科目を担当可能\*でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務  
※所属長が該当性を証明
- 建築物に係る研究(ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る)
- 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務(ただし、建築物に直接関係する業務に限る)

### 対象となる実務経験の具体例

上記に加え、個別具体的実務内容が対象実務に該当するか否かについて、建築士を志望する者が判断することが可能となるように、詳細の「対象となる実務経験の例示リスト」を、建築士免許登録機関のHPに公表し、順次更新していきます。

### 実務経験の審査方法の厳格化

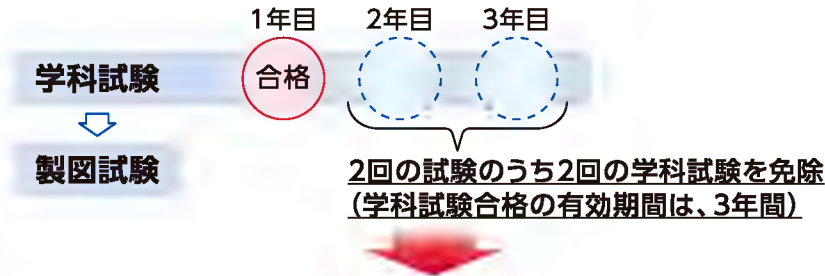
対象実務の拡大と併せて、実務経験の申告に係る第三者の証明について、建築士事務所での実務の場合は原則として管理建築士又は所属建築士に、建築士事務所以外での実務の場合は原則として法人による証明に限定するとともに、実務経験内容についてより詳細な申告を求めるとします。



### 3. 学科試験免除の仕組みの見直し

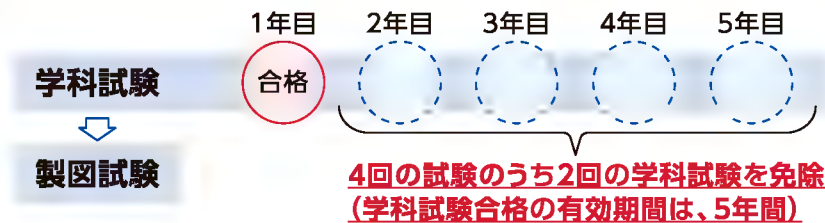
新たに建築士となる者の資質を確保しつつ、受験機会の柔軟化を図る観点から、学科試験免除の仕組みについて、学科試験に合格した建築士試験に引き続いて行われる4回の建築士試験のうち2回（学科試験に合格した建築士試験の設計製図試験を欠席する場合は3回）について学科試験を免除するよう見直しました。

#### 【改正前】学科試験合格試験の後の2回の学科試験



#### 建築士試験における学科試験免除のあり方を柔軟化

#### 【改正後】学科試験合格試験の後の4回の試験のうち2回の学科試験



#### 見直し内容の適用

改正前の学科試験に合格した者には従前の規定が適用され、見直しの内容は令和2年学科試験合格者から適用されます。

### 4. 建築士事務所の図書保存の見直し

建築士事務所の業務として作成した図書である場合、全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書の保存が義務付けられました。

構造計算書等とは、①保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算等の構造計算書、②仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った計算の計算書、③壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書です。

#### ■ 見直しの概要

設計が建築基準法第6条第1項第2号又は第3号に係る図書である場合	左記以外の場合	
	建築士でなければならない設計又は工事監理に係る図書である場合	左記以外の場合(100㎡以下の2階建て木造の建築物等の設計又は工事監理に係る図書である場合)
保存図書の追加 ・構造計算書等の一部(ただし書の計算書、壁量計算書等)	保存図書の追加 ・基礎伏図 ・各階床伏図 ・小屋伏図 ・構造詳細図 ・構造計算書等(構造計算書、ただし書の計算書、壁量計算書等)	新規義務付け ・上記下線部の全ての図書

# 新しい建築士制度のQ&A

## Q1 建築士制度見直しの背景と理由は何ですか？

**A** 近年、建築士は、その本務たる建築物の設計・工事監理だけでなく、既存建築物の調査・有効活用など多様化するニーズへの対応が求められており、建築物全般の専門家としての役割が増加しています。このような役割を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するため、今回の建築士制度の見直しが行われました。

## Q2 今回拡大される実務経験の対象範囲について、具体的にはどのような業務が対象ですか？

**A** 個別具体的実務内容が対象実務に該当するか否かについて、建築士を志望する者が判断することが可能となるように、詳細の「対象となる実務経験の例示リスト」を、建築士免許登録機関のHPIに公表し、順次更新していきます。

## Q3 今回拡大される実務経験の対象範囲について、改正前の期間に従事していた実務の経験も対象ですか？

**A** 今回の見直しにより追加された実務を施行日(令和2年3月1日)前に行っていたとしても、実務経験としてカウントできません。施行日(令和2年3月1日)以後に行われた実務から実務経験年数にカウントされます。

## Q4 学科試験の免除期間の見直しについては、改正前の学科試験に合格している者にも適用されますか？

**A** 改正前の学科試験に合格した者には従前の規定が適用され、見直しの内容は令和2年学科試験合格者から適用されます。

## Q5 建築士事務所の図書保存が見直された背景と理由は何ですか？

**A** 4号建築物及び建築確認の不要な建築物であっても、建築物に関する基準に適合することが義務付けられており、建築士は適切に設計することが当然に求められています。しかし、木造建築物の構造安全性を確かめるための重要な計算である壁量計算、四分割法の計算及びN値計算に係る図書や、構造計算により構造安全性を確かめることで一部の仕様規定を適用しないこととする規定等も存在していますが、これらの構造計算に係る図書の保存は義務付けられていませんでした。

このような背景を踏まえ、建築物に係る構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにするとともに設計等業務の委託者の保護を図る観点から、建築士事務所の図書保存の制度が見直されました。

## ご存じですか？建築士の届出義務

### ● 住所等の届出

建築士は、①住所・本籍、②勤務先名称・所在地(建築に関する業務に従事する方)等に変更があったときは、届け出なければなりません。

### ● 死亡等の届出

建築士が、①死亡、②禁錮以上の刑など欠格事由に該当することとなったときは、届け出なければなりません。

### ● 廃業等の届出

建築士事務所の開設者が、①業務廃止、②死亡、③破産手続開始決定したとき、建築士事務所が、①破産手続開始決定又は解散したときは、届け出なければなりません。

# お問合せ先一覧

## 建築士試験について(受験資格要件)

- ▶ 公益財団法人 建築技術教育普及センター

TEL : 03-6261-3310 URL : <https://www.jaic.or.jp/>



## 建築士免許登録、申請方法等について(免許登録要件)

### ■ 一級建築士

- ▶ 公益社団法人 日本建築士会連合会

TEL : 03-6436-1401 URL : <http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/>



### ■ 二級・木造建築士

- ▶ 各都道府県建築士会または各都道府県

## 免許登録申請に関するお問合せ先

窓 口	話	※	窓 口	話	※	窓 口	話	※
北海道建築士会	011-251-6076	★	岐阜県建築士会	058-215-9361	★	広島県建築士会	082-244-6830	★
青森県建築士会	017-773-2878	★	三重県建築士会	059-226-0109	★	山口県建築士会	083-922-5114	★
岩手県建築士会	019-654-5777	★	富山県建築士会	076-482-4446	★	徳島県建築士会	088-653-7570	
宮城県建築士会	022-298-8037	★	石川県建築士会	076-244-2241	★	徳島県県土整備部 住宅課建築指導室	088-621-2604	★
秋田県建築士会	018-827-3718	★	福井県建築士会	0776-24-8781		香川県建築士会	087-833-5377	
山形県建築士会	023-643-4568	★	福井県土木部建築住宅課 建築環境グループ	0776-20-0506	★	香川県土木部建築指導課 総務・企画グループ	087-832-3612	★
福島県建築士会	024-523-1532	★	滋賀県建築士会	077-522-1615	★	愛媛県建築士会	089-945-6100	★
茨城県建築士会	029-305-0329	★	京都府建築士会	075-211-2857	★	高知県建築士会	088-822-0255	★
栃木県建築士会	028-639-3150	★	大阪府建築士会	06-6947-1961	★	福岡県建築士会	092-441-1867	★
群馬県建築士会	027-252-2434	★	兵庫県建築士会	078-327-0885	★	佐賀県建築士会	0952-26-2198	★
埼玉県建築士会	048-861-8221	★	奈良県建築士会	0742-30-3111		長崎県建築士会	095-828-0753	★
千葉県建築士会	043-202-2100	★	奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局建築安全 推進課	0742-27-7564	★	熊本県建築士会	096-383-3200	★
東京都建築士会	03-3527-3100	★	和歌山県建築士会	073-423-2562	★	大分県建築士会	097-532-6607	★
神奈川県建築士会	045-201-1284	★	鳥取県建築士会	0857-21-7280	★	宮崎県建築士会	0985-27-3425	★
山梨県建築士会	055-233-5414	★	島根県建築士会	0852-24-2620	★	鹿児島県建築士会	099-222-2005	★
長野県建築士会	026-235-0561	★	岡山県建築士会	086-223-6671	★	沖縄県建築士会	098-879-7727	★
新潟県建築士会	025-378-5666	★						
静岡県建築士会	054-254-9381	★						
愛知県建築士会	052-201-2201	★						

(2019年4月1日現在)

※一級建築士登録申請窓口は、現在お住まいになっている都道府県にある建築士会です。

※二級・木造登録建築士申請窓口は、★は建築士会(指定登録機関)、★は都道府県です。

# 建築士事務所の図書保存の制度の見直しについて

(建築士法施行規則第 21 条関係)

建築士法により建築士事務所の開設者は一定の図書について 15 年間保存することが義務づけられています。このたび建築士法施行規則を改正し、保存の対象となる図書を拡大しました。

## ○背景

4号建築物及び建築確認の不要な建築物であっても、建築基準法令等の定める基準に適合することが義務づけられており、建築士は適切に設計し、構造安全性を確かめることが当然に求められています。これまで、建築士事務所の開設者には一定の図書の保存が義務づけられていましたが、木造建築物の構造安全性を確かめるための重要な計算である壁量計算、四分割法の計算及びN値計算に係る図書や、構造安全性を確かめることで一部の仕様規定を適用しないこととするための構造計算等に係る図書については保存が義務づけられていませんでした。

このような状況を踏まえ、仮に建築物に係る構造安全性について疑義が生じた場合であっても、構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにするとともに、設計等業務の委託者の保護を図る観点から、建築士事務所の図書保存の制度が見直されました。

## ○改正の概要

全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等(※)、工事監理報告書の保存を義務づけることとしました。

(※) 構造計算書等とは、

- ①保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ②仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書

(構造計算書等に関しては、改正の施行日(令和2年3月1日)までに国土交通省ホームページにて詳細を掲載予定です。  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000092.html))

設計が <b>建築基準法第6条第1項第2号又は第3号</b> に係る図書である場合	左記以外の場合 <b>建築士でなければできない設計又は工事監理</b> に係る図書である場合	
<b>保存図書の追加</b> ・構造計算書等の一部(上記②及び③)	<b>保存図書の追加</b> ・基礎伏図 ・各階床伏図 ・小屋伏図 ・構造詳細図 ・構造計算書等(上記①、②及び③)	<b>新規義務付け</b> ・上記波線部の全ての図書